

2025年3月27日

## 「秋田銀行グループ 人権方針」の制定について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）では、新中期経営計画（2025-2027年度）において、「人的資本の充実」を基本方針のひとつに掲げており、今後、さらに当行グループにおける人権への取組みを強化していくため、別紙のとおり「秋田銀行グループ 人権方針」を制定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1 制定の背景と目的

社会の価値観が多様化するなか、企業における事業やサービスの拡大に合わせて配慮すべき人権課題も広がっており、企業活動における人権尊重の重要性は国内外でますます高まっています。これまでの人権尊重への取組みをさらに強化するとともに、自らの企業活動にとどまらず、お客さまやサプライヤー（取引事業者）との協働を通じて、すべてのステークホルダーの人権が尊重される社会の実現に貢献するため、「秋田銀行グループ 人権方針」を制定しました。

今後も本方針のもと、人権尊重を経営における重要課題と位置づけ、地域の皆さまとともに、すべての方々の人権が尊重される社会の実現に取り組んでまいります。

### 2 「秋田銀行グループ 人権方針」の内容（詳細は別紙をご参照ください）

＜秋田銀行グループ 人権方針＞

秋田銀行グループは、人権の尊重が企業として果たすべき重要な責務の一つであると認識し、経営理念「地域共栄」のもと、自らの企業活動または取引関係を通じて人権に負の影響を与えないよう努めるとともに、役職員、お客さまをはじめ、あらゆるステークホルダーの人権が尊重される社会の実現に貢献します。

（以 上）



#### SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年に国連で採択された持続可能な開発目標であり、2030年までに解決すべき世界的優先課題 17 目標と目標を達成するための 169 のターゲットが示されています。

# 秋田銀行グループ 人権方針

秋田銀行グループは、人権の尊重が企業として果たすべき重要な責務の一つであると認識し、経営理念「地域共栄」のもと、自らの企業活動または取引関係を通じて人権に負の影響を与えないよう努めるとともに、役職員、お客さまをはじめ、あらゆるステークホルダーの人権が尊重される社会の実現に貢献します。

## 1. 国際規範の尊重

秋田銀行グループは、「世界人権宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範を尊重します。

## 2. 適用範囲

本方針は、秋田銀行グループの全役職員に適用されます。また、お客さまやサプライヤー（取引業者）を含む、あらゆるステークホルダーに対しても、本方針の内容をご理解・ご支持いただくことを期待します。

## 3. 役職員の人権の尊重

秋田銀行グループは、すべての役職員の人権を尊重し、人種、民族、国籍、出身、社会的身分、年齢、宗教、信条、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、身体的特徴などを理由とした差別やハラスメント行為、人権侵害を容認しません。

## 4. お客さまに対する対応

秋田銀行グループは、お客さまの人権を尊重し、商品・サービスの提供にあたり差別的な扱いのないよう努めます。また、お客さまとともに人権課題の解決に努め、人権を侵害しないことをお客さまに対しても求めていきます。提供する商品・サービスが人権侵害に結びついている場合には、秋田銀行グループとして適切に対応し、お客さまに対しても適切な対応をとるよう働きかけていきます。

## 5. サプライヤー（取引業者）に対する対応

秋田銀行グループは、サプライヤーに対しても人権を尊重し、侵害しないことを求めていきます。サプライヤーが、人権に対して負の影響を及ぼしている場合には、秋田銀行グループとして適切に対応し、サプライヤーに対して適切な対応をとるよう働きかけていきます。

## 6. 管理体制

人権への取組みについては、取締役会の監督のもと改善に努め、必要に応じて方針の見直しを行います。

## 7. 情報開示と対話

秋田銀行グループは、積極的な情報開示とステークホルダーとの対話を通じ、人権に関する取組みの改善・向上に努めます。

(以 上)